

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

島根県仁多郡奥出雲町

2 構造改革特別区域の名称

奥出雲ワイン特区

3 構造改革特別区域計画の区域

島根県仁多郡奥出雲町の全域

4 構造改革特別区域の特性

(1) 位置

奥出雲町（以下「本町」という。）は、島根県の南東部、斐伊川の上流にあり、南部は広島県庄原市、東部は鳥取県日南町に接している。町全体の輪郭は、東西 27.2km、南北 20.9km、総面積 368.01k m²となっている。

地形的には、中国山地の連なる中山間地域にあり、全面積の 83.7%を山林が占めており、中央を流れる一級河川斐伊川と阿井川、大馬木川などの流域で農林畜産業が営まれ、集落が点在している。

鉄道網は、町のほぼ中央を東西に横断する J R 木次線が通り、J R 観光列車あめつち等が運行されている。道路網は、国道 314 号の二重ループ橋開通、国道 432 号の全面 2 車線化により、山陽方面への交通の便が大幅に向上し、交流、観光面で大きく貢献している。

(2) 気候

本町は、1,200mを超える峰に囲まれ、平坦部と高所では約 1,000m の標高差があり、年間平均気温は 14℃前後、年間降水量は 1,900mm 程度で、夏は比較的過ぎやすく、冬の寒さが厳しい山陰の代表的な内陸型気候である。また、平均気温や一日の気温の寒暖差が大きいことなどの自然条件がぶどうの生育に適している。

(3) 人口

昭和30年の28,477人をピークに、60年間で約62.0%減少しており、令和7年11月1日時点で10,815人となっている。

国立社会保障・人口問題研究所の令和5（2023）年推計によると2040年には7,445人まで減少することが見込まれており、地域経済の活力低下が懸念されている。

(4) 産業

本町の産業は、古来の「たたら製鉄」に起因し、良質な鉄生産とこれを原料とした刃物づくりのほか、そろばんなどの木工芸品の製造が営まれたほか、砂鉄採掘跡地を農地に再生することなどにより、農業が発展した歴史がある。

令和2年度の就業人口は6,087人で、産業別就業者数の構成を見ると、第1次産業が18.0%、第2次産業が28.4%、第3次産業が53.6%となっている。第2次産業の構成比はここ40年でほぼ変わらないが、第1次産業は20%程度減少し、第3次産業が吸収した状況となっている。

(5) 農業

本町で栽培するコシヒカリは「仁多米」と呼ばれ、全国有数のブランド米として知られている。他にも「奥出雲和牛」、「出雲そば」など島根県を代表する高品位な農産物を生産している。伝統的な農業の手法は「たたら製鉄を再適用した奥出雲地域の持続可能な水管理及び農林畜産システム」として令和7年8月に世界農業遺産に認定された。

特産品のぶどうは町内の国営開発農地を中心に広く栽培されており、町内産ぶどうを使用したワインはサクラアワード2024 シルバー賞や日本ワインコンクール2022 銅賞など国内のコンクールでも高い評価を得ている。

このほか、エゴマ、トマト、露地野菜などの栽培を行い、農産物のブランド化、販路開拓に取り組んでいる。

しかしながら、農業就業人口は、担い手の高齢化や離農、農業後継者不足等により減少しており、耕作放棄地、遊休地の増加が懸念されている。

(6) 規制の特例措置を講じる必要性

本町は、昭和 52 年頃から、本町では国営農地開発事業により造成した農地で、主作物としてぶどう栽培が行われ、平成 20 年から企業参入によるワイン用ぶどうの栽培が開始された。

しかしながら、ワイン製造は町外で行われており、町内での 6 次産業化には至っていない。

近年では、新規就農した移住者がワイン用ぶどうの栽培に加え、自らワインの製造まで手掛けたいと希望しており、特例措置を活用することは、新規参入を促すとともに、農業者自らが生産した農産物を加工して販売する、新たな経営モデルの創出につながる。また、農業所得の向上が見込まれ、産業の振興も期待される。

5 構造改革特別区域計画の意義

本特例措置を活用することにより、ワイン等の製造が小規模から生産可能となり、生産から製造、販売の一連のサイクルを町内で完結することにより「奥出雲産ワイン」のブランドの確立が期待できる。

また、「奥出雲産ワイン」×「奥出雲和牛」などの既存の特産品とのコラボを行うことにより、既存の特産品にも新たな付加価値を高められる事が期待される。

さらに、県内にはワイナリーが 2 施設あり、本町のワイナリーを含めた 3 施設をめぐる、ワインツーリズムとしてインバウンドを視野に入れた周遊性のある観光振興に活用することで新たな関係人口を生み出すことが可能となる。

6 構造改革特別区域計画の目標

本規制の特例措置を活用することで、事業者は町内産ぶどうを原料としたワインの製造が小規模から生産可能となり、円滑な事業展開が期待される。

このことにより、製品の供給先を安定的に確保できるとともに、製品及び製造場自体の魅力を本町内外へ波及させることで新たな観光資源の創出も見込める。また、これらを事業投資の機会と捉える多様な事業者の新規参入も想定されることから、関係人口の増加、新たな雇用の創出、新規就農者の定着、耕作放棄地の解消及び新

たな観光資源の創出を目標とする。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

(1) 農業振興

本規制の特例措置の活用により生み出されるワインは、本町の新しい特産品として農産物自体の付加価値を向上させ、ブランド化を促進するものである。また、製造に伴う原材料のコンスタントな買い付けは、原材料を生産する農業者の所得向上や安定化に繋がり、離農に至る要因の一つである農業所得の低さや不安定さが解消されることで、新規就農者の定着や離農による耕作放棄地の拡大抑制への効果が期待できる。

【特産酒類の製造に関する目標】

項目	2026年 (R8年) (目標値)	2027年 (R9年) (目標値)	2028年 (R10年) (目標値)	2030年 (R12年) (目標値)
特産酒類製造 事業者数	1件	1件	1件	2件
特産酒類製造 量	2.1k1	2.5k1	3.8k1	8.6k1

(2) 観光振興

新たな特産品を生み出し、ブランドの確立を図り本町内へ波及させることで、観光客・交流人口の増加、地元産ワインの注目度・認知度を高めると同時に、消費拡大、販路拡大、区域の知名度の向上が期待できる。

【本町の観光入込客数に関する目標】 (島根県観光動態調査結果)

	令和2年度 (実績値)	令和6年度 (実績値)	令和12年度 (目標値)
観光入込客数延べ数	873,482人	763,902人	900,000人

8 特定事業の名称

709 (710、711) 特産酒類の製造事業 (構造改革特別区域法第26条)

(別紙)

1 特定事業の名称

709 (710、711) 特産酒類の製造事業 (構造改革特別区域法第 26 条)

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

構造改革特別区域内において生産された地域の特産物として指定された果実 (ぶどう又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る。以下「特産物」という。) を原料とした果実酒を製造しようとする者

3 当該規制の特例措置の適用の開始日

本構造改革特別区域計画の認定を受けた日

4 特定事業の内容

(1) 事業に関与する主体

上記 2 に記載の者で、酒類製造免許を受けた者

(2) 事業が行われる区域

島根県仁多郡奥出雲町の全域

(3) 事業の実施期間

上記 2 に記載の者が、酒類製造免許を受けた日以降

(4) 事業により実現される行為や整備される施設

上記 2 に記載の者が、構造改革特別区域内において、特産物を原料とした果実酒の提供・販売を通じて地域の活性化を図るために、果実酒を製造する。

5 当該規制の特例措置の内容

当該規制の特例措置により、構造改革特別区域内において、特産物を原料とした果実酒を製造しようとする場合には、酒類製造免許に係る最低製造数量基準が 6 キロリットルから 2 キロリットルに引き下げられ、より小規模な主体も酒類製造免許を受けることが可能となる。

これにより、地元農産物の消費拡大につながるとともに、新たな特産品の創出が図られ、農業振興及び地域活性化に寄与する。

なお、当該特例措置により、酒類製造免許を受けた場合も、酒税法の規定に基づき、酒税の納税義務者として必要な申告・納税や各種記帳義務が発生するとともに、税務当局の検査及び調査の対象となる。本町は、無免許製造を防止するために制度内容の広報に努めるとともに、特産酒類の製造免許を受けた者が酒税法の規定に違反しないよう、指導及び支援を行う。